英語入試と大学入試センターの役割

大杉住子

■実施方針に基づくセンターの２つの役割

大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という）に向けた準備は，文科省が昨年７月に公表した「大学入学共通テスト実施方針」に基づき進められている。外国語科の科目のうち「英語」については，実施方針の公表に先立つ昨年５月，民間の試験実施団体が実施する資格・検定試験の活用に2020年度から一本化するか（Ａ案），大学入試センター（以下「センター」という）が作問・実施する英語試験も実施し民間の資格・検定試験と併用できることとするか（Ｂ案）の２案を提示し意見募集を行った。その結果，制度の大幅な変更への影響を考慮したＢ案が支持を集め，2020年度から2023年度までの枠組みとして，センターが問題を作成し実施する試験と，民間の資格・検定試験とのいずれか又は双方を各大学が利用できることとなった。

これに基づき，センターは2020年度から，共通テストの英語の問題を作問・実施するという役割に加えて，受検生から申出のあった回の資格・検定試験の成績を一元的に集約し，大学等に対して提供する「大学入試英語成績提供システム」（以下「成績提供システム」という）の設置・運営という新たな役割を担うことになる。

■成績提供システムの目的

実施方針では，大学入学者選抜において「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」を適切に評価するため，共通テストの枠組みにおいて，現に民間事業者等により広く実施され，一定の評価が定着している資格・検定試験を活用することが示されている。この方式を実施するには，受検生の個人情報を含む，少なくとも年間数十万件以上に上る大量の情報を，誤りや事故等が生じないよう適切かつ厳格に集約・管理・提供する必要があり，こうした業務を安定的に実施できる仕組みの構築が不可欠である。

これを具体化するための仕組みとして設けられるのがこの成績提供システムであり，一定の参加要件を満たすことが確認され，試験実施主体とセンターとの間で協定書が取り交わされた資格・検定試験について，受検生から大学への成績送付の依頼があった回の成績情報（電子データ）をセンターが一元的に集約し，要請のあった利用大学に対し提供するものである。

■成績提供システム活用の利点

このシステムを活用することの利点として，次のような４点が挙げられるだろう。

・情報の適切かつ厳格な集約・管理・提供

大学入学者選抜において資格・検定試験の結果を活用するにあたっては，受験生の個人情報を含む大量の情報を，適切かつ厳格に集約・管理・提供する必要がある。成績提供システムを構築することにより，こうした業務を安定的に実施することができる。

・受験生の成績証明書取得等の負担軽減

大学入学者選抜において資格・検定試験の結果を活用する大学に出願する受験生は，志望する大学・学部等ごとに資格・検定試験実施主体（以下

「試験実施主体」）に成績証明書の発行を請求し受領した上で，それを各大学に提出する必要がある。成績提供システムを活用することにより，これらの出願に係る負担が軽減されることになる。

・高校等における在学者の受検状況の把握

高校等においては，指導に当たり，在学者がどの資格・検定試験を受検しているのかを把握したい場合に，それぞれの在学者に個別に確認をする必要がある。成績提供システムを活用することにより，在学者がどの資格・検定試験を受検したのかを把握することができる。

・大学の事務作業の効率化

大学入学者選抜において資格・検定試験の結果を活用する大学では，受験生が各試験実施主体から取得して大学に提出する成績証明書の確認・督促，当該成績情報の入力作業等を行う必要がある。成績提供システムを活用することにより，これらの事務作業が縮減される。

■成績提供の対象

成績提供システムにより集約・提供する成績情報は，大学を受験する当該年度の４～12月に受検した資格・検定試験に係るものが対象となる。ただし，「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」（平成30年８月文部科学省公表）において例外措置が示されているので御確認いただきたい。資格・検定試験の受検の際に，センターからあらかじめ個人ごとに発行されたIDを記載することにより，試験実施団体からセンターにその回の成績が自動的に送付され，大学に提供される。

提供する成績は，各試験の実施主体が定めるスコア（バンド表示も含む）と，CEFRの段階別表示，合否がある場合はその合否を基本とすることとしている。こうした成績提供システムの詳細については，近々通知を発出させていただけるよう準備を進めている。

■参加要件を満たした資格・検定試験とCEFR

システムへの参加要件は，①法人であること，継続性のある組織・経営体制があることといった「資格・検定試験実施主体に関する要件」，②入試等における活用実績や，学習指導要領との整合性，CEFRとの対応関係と検証方法等の公表，全国各地域での実施体制の確保，障害等のある受験生への合理的な配慮，試験監督及び採点の公平性・公正性や採点の質を確保するための方策の公表といった「資格・検定試験に関する要件」，③外部の者が参画した評価の実施，参加要件に関わる情報の公開といった「情報公開，第三者評価等の要件」，④その他センターとの協定書の遵守等に関わることで構成されている。

昨年末にこの参加要件を公表してシステムへの参加募集を行い，センターに設置された「大学入試英語成績提供システム運営委員会」において専門的な見地から確認を行った。なお，この参加要件の確認作業や確認を受けた試験について，実施方針においては「認定」「認定試験」といった言葉が使われているが，いわゆる法的根拠に基づく「認定」行為とは異なることから，誤解が生じないよう「認定」ではなく「確認」と呼ぶこととしている。

文部科学省からは同時に，これらの試験とCEFRとの対照表も公表された。CEFRは基礎段階の言語使用者から熟達した言語使用者まで，A1からC2までの６段階の参照レベルを示している。新しい学習指導要領の外国語科では，「外国語を使って何ができるようになるか」という観点から，CEFRを参考に小・中・高等学校で一貫した教育目標が設定されたところである。

CEFRと資格・検定試験の対応関係は，欧州評議会が定めた体制や方法等に則って検証を行うことが求められている。対照表の作成に当たっては，各実施団体から提出された資料に基づく検証体制や検証方法等の確認を文科省において行った。この対照表には附属資料としてCEFRの解

説や対応関係の検証体制・検証方法等も添付されている。なお，CEFR については，段階が追加された companion volume が２月に公表された。現在はあくまで補遺版との位置づけだが，こちらの活用が主流となれば対照表も併せて改訂が検討されることになるだろう。

対照表にある数値は各試験結果のスコアを示している。級別などの複数の試験から構成されている試験は，それぞれの試験が測定できる能力の範囲が定められているので，対照表を注意深くご覧いただきたい。

■高校における指導とのつながり

民間の資格・検定試験については，特定の受験対策で成績が伸びるのではないかという受け止めもある。試験への慣れや準備による練習効果がプラスに働く面は否定できないものの，土台となる確かな英語力なしにとられた試験対策の効果は，すぐに頭打ちとなるとも言われている。受験前の生徒の努力を底支えするためにも，日常の授業を通じた英語力の向上こそが重要であろう。

資格・検定試験は総合的な英語力の伸びの把握に資するが，その結果だけでは日々の学習指導の成果は捉えにくい。単元や学期ごとに指導のねらいに即した評価を行い，結果をフィードバックし改善を図っていくことが，受験期はもちろんその後の学習に求められる英語力を鍛えることにつながるものと考えられる。

■センターが実施する英語試験について

2023年度までの継続が決定されている，センターが作問・実施する英語試験について，本年２月に実施した試行調査の結果を踏まえ検討されている問題作成の方向性と本年11月に実施する２回目の試行調査の問題作成方針は次の通りである。

・「読むこと」「聞くこと」の能力をバランスよく把握するため，筆記（リーディング。マーク式）とリスニング（マーク式）を課す。CEFR を参考に，A1から B1までの問題を組み合わせて出題。
・筆記（リーディング）については，英語の資格・検定試験の活用を通じて「話すこと」「書くこと」を含めた総合的な評価がなされる方針であることを踏まえ，試行調査の筆記（リーディング）の問題では「読むこと」の力を把握することを目的とし，発音，アクセント，語句整序などの問題は出題せず実施し検証。
・リスニングの音声については，アメリカ英語以外の読み上げ（イギリス英語や英語を母語としない話者による読み上げ）も行う。資格・検定試験における英語のリスニング試験における一般的な在り方や平成29年度の試行調査の結果を踏まえ，１回読みと２回読みが混在する構成で実施し，試行調査を通じて検証。
・英語教育改革の方向性の中で各技能の能力をバランスよく把握することが求められていることや，多くの英語の資格・検定試験で各技能の配点が均等となっている状況を踏まえ，試行調査においては，「筆記（リーディング）」「リスニング」の配点を均等として実施し検証。いずれにしても，各大学の入学者選抜において具体的にどの技能にどの程度の比重を置くかは各大学の判断によることとなる。

■大学のアドミッション・ポリシーと英語試験

国立大学協会は３月30日付で，国立大学共通の指針となる「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題の活用に関するガイドライン」を取りまとめ，６月12日付で活用の参考例を示した。入試において課される教科・科目の大きな変更等については，２年程度前には予告・公表するとされていることから，各大学の活用方法も年度末に向けてより明確になっていくものと見込まれる。ぜひ，各大学のアドミッション・ポリシーがどのような力を求めているのかと併せて注目していただきたい。

（おおすぎ　すみこ・大学入試センター審議役）